

独占市場における消費者の差止請求権の必要性について
丸山千賀子
(奈良女人・院)

目的 経済民主主義へ向けての社会改革の一つとして、消費者に差止請求権を与えるという制度について検討する。

現在、消費者の差止請求は一般に認められていない。民法において特例として認められることはあるが、人格権や物権侵害などのように、侵害利益が重大と考えられる場合に限り、個別的に処理されているに過ぎない。特に、金銭的侵害に対する差止請求は消費者には認められておらず、消費者被害の救済は、事後的救済が主となっている。

消費者に差止請求権を与えることによって、消費者が自己の損害を未然に防止することが可能になると共に、企業に対する消費者からの実効的な監視手段を確保することができる。消費者に差止請求権を与えることが社会的に見て有益であるということ、生活に関わりの深い法と経済の領域から考察することが本研究の目的である。

手法 経済学の基礎的な手法である経済余剰分析を用いて独占市場下における消費者余剰、生産者余剰がどのように変化するかについて考察する。そしてその結果、社会的余剰が変化することから、消費者の差止請求権の有用性を検討する。その際、現在の法制度とも照らし合わせて考察する。

結果 独占市場下では消費者余剰に損失が生じるが、生産者余剰はむしろ増加してる。つまり、社会の総余剰の減少は消費者余剰の減少によるものである。このことから、生産者に限らず消費者にも差止請求権を認める方が社会的利益の観点からも望ましいと言えるのではないかという仮説を定立することができる。